

## 論文

## 島根史学会会報

第 57 号 | 2019. 9. 30

論文

神門寺本「和漢朗詠集」「庭訓往来」の筆者朝英について

—「大山寺縁起絵巻」等の了阿との関連で— 鳥谷 芳雄 :

一頁

博物館とは何か

—「学芸員はガン」発言から考へること— 仲野 義文 :

一八頁

神門寺本「和漢朗詠集」「庭訓往来」の筆者朝英について  
—「大山寺縁起絵巻」等の了阿との関連で—

鳥 谷 芳 雄

## はじめに

島根県の東部、出雲市塩冶町にある神門寺には、一三八〇年代に筆写された「和漢朗詠集」と「庭訓往来」が伝来することと知られる（以下 a, b とする）。この二史料は奥書から、ともに朝英の筆写になるものである。しかし、この人物についてこれまで幾つか検討がなされてきたものの、その素性はよく分からぬというのが現状であろう（<sup>1</sup>）。

加えて（後述する c, d である）、これらが朝英の手になるものと確認すること、また後者にあつては前者の成果を踏まえたうえで、出雲地方にとらわれない広範囲にわたる彼の動向なり素性を考察してみることである。

結論を先にいえば、先の四史料 a ~ d はすべて朝英（＝了阿）の手になること、これにより三六年ほどの間の彼の筆跡が辿れるとともに、終始変わらない書き癖が知られること、そしてこれらの史料から読み取れる人物像として、尾張国出身の武士（長谷部氏）であり、のちに在家中にあつて出家するが（入道了阿）、その間に筆に親しみ絵画をもよくした人であつたこと、

その結果として、件の作品や史料が残されるに至つたと推察されることである。また、彼の作品形成を支えた下地なり背景を考えると、武士としての素養に加えて地蔵・淨土信仰にかかわる仏教信仰が強くあつたとみられること、それに室町幕府権力に近い存在（奉公衆クラスで豊前守）であつた可能性が高いことである。

### 一、朝英をめぐる研究小史

最初に、朝英に関して記述がみられる文献を取り上げ、簡単ながらこれまでの研究史を振り返つてみることにする。これからすると、作者朝英には今日大きく異なる二つの捉え方があると知られる。

a や b などが当寺に所蔵されていることは、江戸時代では享保二年（一七一七）に成った出雲地方の地誌『雲陽誌』に記述がみられる<sup>(2)</sup>。神門郡塩治の条の神門寺の項に寺宝類が列記され、「和漢朗詠集」が数巻まとまつてあるのがみえる。そのうちの一つに「朗詠全部 佐々布筆理鄉カ」とある。

現代では、一九五〇年代から二〇一〇年代にかけて刊行された文化財調査報告書や中世資料集の中で紹介されてきた。例えば『出雲市の文化財第一集』では a・b ともに、奥書のとおり「朝英筆」と載せ<sup>(3)</sup>、『同第二集』では「塩治町神門寺所蔵百番文書」を紹介するなか、第五二番の b（上下二巻二箱入）を「至徳三年霜月三日佐々布豊前守朝英筆」とする<sup>(4)</sup>。

その後、二資料の所在は村田正志氏の著作を通して全国的にも知られるようになるが<sup>(5)</sup>、具体的な分析対象にされたのは、

一九九〇年代の藤岡大拙氏からかと思われる<sup>(6)</sup>。同氏はまず a の朝英と b の豊前守朝英が同一人物と思われるとしたうえで、箱書に朝英を佐々布氏とする点から、もし佐々布朝英であるとすれば、佐々布要害山（旧宍道町）を拠点とする地方武士、佐々布氏と関係ある人物が推定されたとした。ただしその根拠は明らかでないとも述べ、結論的には現在のところは全く明らかにすることができないと結ぶ。

その後、朝英が佐々布氏の可能性が高いと考えられるようになつたのは、井上寛司氏編の中世史料集からである。はじめ同氏は藤岡氏の論考を参考にしながら、朝英がどういう人物であつたか明らかでないとしつつ、南北朝期の佐々布氏の動向がうかがえる史料から、かつこれにもとづく推論が正しいと仮定した上でと断つて、朝英は南北朝末・室町初期の佐々布郷の領主であつた可能性も考えられるとした。それも改めて検討を加えてみる必要性があると慎重であつた<sup>(7)</sup>。

ただその後、『松江市史』の史料編3では、a 下巻の永徳三年（一三八三）八月二二日付けの奥書を示したうえで、「佐々布朝英、和漢朗詠集（上下二巻）の筆写を完了する」と解説した<sup>(8)</sup>。また、同史料編4でも慶長九年（一六〇四）九月二日付けの「佐世元嘉書状」を示して、「佐世元嘉、借用していた庭訓往来を返却するとともに、尼子氏所持の佐々布朝英筆和漢朗詠集を思いがけず入手したとして、神門寺に寄進する」とあり<sup>(9)</sup>、この時点からはほぼ確定的な表現になつたように思われる。

ところで、朝英を佐々布氏と切り離し、まったく異なる人物

像を探ろうとしたのが上横手雅敬氏である(10)。同氏は、「庭訓往来」は一般的には武家の教養書とみられているが、佐女牛若宮への将軍参詣を中枢的な位置においてことを考えると、室町幕府の職員ないしはその周辺を著者に擬定してよいのではなかろうかとする。そのうえで、神門寺本の筆者朝英を明らかにする手掛かりがないのは残念だが、これも官途からみてそのあたりの人物に思えてならないと指摘する。また、室町幕府の職員あたりによつて作られた「庭訓往来」が、尼子氏に伝えられたものが神門寺本だとすれば、極めて素性のよい本になるとも言及した。なお同氏のこうした見方は、一九八〇年代からあつたものである。

さて、ここで一旦朝英から離れるが、筆者からみて上横手氏の捉え方に結果的に近い考え方を示した人に藤原重雄氏がいる(11)。a・bを分析の対象にしたものではないが、「伯耆『大山寺縁起絵巻』の発願者—長谷部信連の「末裔」」の論考において、cの奥書にみえる発願者、すなわち本稿で最終的に結論づける了阿は、伯耆国に縁ある室町将軍家の奉公衆クラスの武士ではなかつたかと推察する。

藤原氏が指摘するところはまたあとで述べるとして、ここまでの記述で確認できたことは、朝英をめぐつては少なくとも二つの理解が示されてきた点である。と同時に、当地域ではもつぱら佐々布氏との関連で捉えようとされたところに特色がある。この佐々布氏の問題についても最後に触ることとする。

冒頭で述べるように、朝英をめぐる筆者の理解は、研究小史の後段で取り上げた上横手氏や藤原氏の考えに賛成するもので

あつて、その指摘の延長線上で捉えることとなる。それにはa・dの筆者が同一人物であることが前提となり、そのためにはまずこの点を証明する必要がある。そこで次には基礎的な作業として、冒頭にあげた四史料の筆跡を問題にすることにしたい。

## 二、関連し合う四史料と筆跡等の検討

ここでは、四史料が同じ人物の筆跡であること、すなわちaとbの朝英が、cとdにみえる了阿でもあることを証明したいと思う。裏返せばこれが佐々布氏とは関係のないものであるとの指摘にもなるであろう。

改めて本稿で取り上げる四史料とその概略である（年代順）。

### (a) 「和漢朗詠集」

料紙に雲紙を用いた上下二巻の巻子本である。上巻の奥書に「和漢朗詠集上／永徳三年（一二八三）八月九日 朝英書之」、下巻の奥書に「和漢朗詠集卷下／永徳三年八月廿一日 朝英書之」とある。周知のとおり「和漢朗詠集」は二巻からなり、平安時代中期の漢詩文の佳句および和歌の詞華選集であつて藤原公任の撰とされる。そしてこれは貴族・武家の学問教養の本図書であつたことで知られる(12)。

### (b) 「庭訓往来」

上下二巻の巻子本である。もともと一巻のものであつたが、のちに折本に改装され、さらに巻子二巻に再改装（分装）され現在の体裁をなす(13)。下巻の奥書に「至徳三年（一二八六）

霜月三日 豊前守朝英書之」とある。「庭訓往来」は作者不詳ながら、往来物の代表としてよく知られている。以前は、成立年代が一般に南北朝期から室町初期と推定されると解説された<sup>(14)</sup>。当本は平成二四年(二〇一二)、「庭訓往来」の最古写本として価値が高いなどの理由から、重要文化財に指定された。

### (c) 「大山寺縁起絵巻」

旧大山寺所蔵の十巻からなる縁起絵巻の巻子本。同寺の草創済源にはじまり数々の靈験の説話を収めるもので、同寺の縁起絵巻として唯一かつ貴重な資料であった。しかし、昭和三年(一九二八)四月二二日の火災により消失した。東京大学史料編纂所に原本を撮影した写真が残る<sup>(15)</sup>。巻九の巻末にある奥書に「于時応永五年(一三九八)寅八月一日書之／前豊前入道了阿(花押)」とある。

### (d) 「長谷部了阿寄進状」

愛知県一宮市大和町に所在する臨濟宗妙興寺の所蔵文書である<sup>(16)</sup>。尾張国中島郡辺りの領主とされる長谷部了阿が、現当永代のため相続知行してきた下地二段を、同国妙興寺耕雲庵に寄進するという内容である。応永廿六年(一四一九)己亥卯月十四日 長谷部氏了阿(花押)の年記がある。

さて、これから史料相互の筆跡を問題にする<sup>(17)</sup>。各文字すべてにわたる検討は徒に紙面を費やすことになり、ここでは奥書部分の署名文字をまず取り上げて注目し、同じ特徴をもつ、

a～dには、それぞれ朝英、豊前守朝英、前豊前入道了阿(花押)、長谷部氏了阿(花押)と署名がある。まずaとbが同じ筆者である、すなわち朝英であることに異論をはさむ人はおそらくいないであろう。見比べて筆跡が同じであることは容易に判断されるからである。そのうえでこの二つの署名の個別の文字に注目するならば、微妙ではあるが、特徴的な筆致が指摘できるかと思われる。

cの「前豊前入道」にみえる「豊」や「前」の文字をみると、右上がりの傾向をもつとともに、特に「前」の場合には、月とりで左右の大きさが異なり、いささかバランスを崩したような感がある文字である。もともとこうした書風(書流)の崩し文字とはいっても、これを個性的な文字の一例とみることが可能であり、そこで同じ特徴をもつ文字を、他の史料から拾い出すことを試みる。見比べて同定できれば、同じ筆跡であるということができる。

bでは上巻秋の部の「蘭」中の「前頭」や、同「前裁」中の題名そのものなどに例があつて、見比べて同じものと分かる。bでは上巻の三月七日状(往信)の「前裁」、卯月五日状(往信)の「前采女正」、同十一日状(返信)の「備前刀」、十月三日状(往信)の「前堂後堂」、十二月三日状(返信)の「越前守殿」などの例から、同じと判断できる。これがcでは、「前

は卷四の内の「平正盛源義親追討図」を描いた詞書の中に認められ、同一と指摘できる。

「煎」は「前」と同種の文字であり、類例を広げてみることを可能にする。bには「煎豆」「酒煎松茸」「平茸鷹煎等」「煎海鼠」といった箇所があり、同じものと捉えられる。同様に「豊」の文字であれば、bの卯月十一日状(返信)の「豊(手)島筵」・「御領豊饒」の例があり、同じと判断できる。また、これと同種の文字「豈」「鎧」「豆」をみても同様であつて、同定をより確かなものにすることができる。

ここでは「前」と「豊」の二文字に注目してみたが、このほか「永」・「入」・「之」・「八」などの個々の文字や、あるいは入道の「道」のように、之繞で括られる「筵」・「迎」・「辻」・「進」、「達」といった同類の文字の比較においても同様な結果が得られる。つまり、同じ筆跡と分かる文字を史料相互間で少なからず確認できることから、aとbの筆者朝英は、同時にcの了阿でもあるとして問題ない。

次に、a・b・cの筆跡が同じと分かつたうえで、dも同じといえるかである。既述のように、藤原氏はcとdにみえる了阿は同じ人物であると指摘する。それは花押などから判断されたものであるが、ここでもまずは文字を問題にしてみたい。一見、dは他の筆跡とは異なるように見える。しかし、よく観察すると同一人物のものとみて差し支えないと考える。前例と同じように、例えばdの「長谷部」の「谷」に注目する。すると全体に右肩上がりであつて、特に特徴として四画目の流れはかなり短めに終わっていることに気づく。これと特徴を同じくす

る文字は、bの下巻の八月七日状(返信)の「散位長谷部」にみることができる。

dはb・cと異なり、ある意味で楷書、草書、行書風の文字が入り混じるものである。それも字間があいて、一つ一つが半ば単独で書かれているような感がある。おそらく運筆にスピード感がないからであり、そのため流麗さも欠いているかと思われる。しかし、細字ではあるが、一文字一文字が丁寧な筆致であつて、書をよくしてきた彼の真摯な態度や性格がこれに表わされているようすに推察する<sup>(18)</sup>。

cとdの関係においては、特に花押が問題となる。両者を比較した藤原氏は、形状が異なり直ちに同一とはいえないものの、構成要素では同一人物の可能性を考えてよい範疇にあると指摘した。確かに筆の動きを追つてみると、流れも形状も同じ要素のものと捉えられる。でも見た目にこうも違うのは何故であろうか。注目したいのは、dの花押はcのそれに比べ伸びやかさを欠いている点である。これは花押を変更させたというより、年齢を重ねたことで運筆に変化が生じたからではなかろうか。それにより流麗さも失われていき、見た目にも異なるものになつたと推察する。aが書写された時点からすると、dが認められたのは三三年後である。花押も含め歳月を重ねることで筆遣いに変化があつたようだと思われる。

ところで、彼が認める書をしてもつとも特徴的な点があることを、次に指摘したい。それは個々の文字というより書き方全体にわたる特性である。すなわち文字を連続して書く際の筆運びであつて、a～dに共通してみられることから、終始変わら

ぬ彼の書き癖といつてもよいであろう。この点がこれら四史料を同一人物のものとみる一番の根拠である。

彼が表した文書の字（行）軸に注目すると、下方にいくつれ、次第に右寄りに流れる傾向がある。bの上巻であれば、正月六日の状（返信）、五月九日の状（往信）、六月七日の状（往信）などに該当する部分がある。この傾向は料紙に引かれた罫線を頼りにしただけで、誰がみても明らかである。それに自分がこういう癖があると意識したことなのか、中には各行のはじめから左に寄せて書き出し、最後がほぼ真ん中辺りに位置して終わるところがある。

aも同じであり、例えば上巻「十五夜」の内にみると、aも同じであり、例え上巻「十五夜」の内にみると、cでは「平正盛源義親追討図」を描く巻四の内の詞書にみられる。ここでは最初の行から右に流れるのが分かり、少なくとも二、三行分は該当する。また「義経出陣図」のある巻五の内の詞書は、三・五行目が同様である。巻九の奥書部分では、一・二行目はほぼまっすぐにもかかわらず、三・七行目は終わりの部分が右よりにずれる。もちろん署名の行がそうであることはいうまでもない。

dはa・cほどに右寄りにずれる行はない。しかし、やはり署名の部分が該当するといつてよく、一行目もそうした傾向にあるといえなくもない。面白いのは五行目であり、最初左に向かつたかと思えば、早くから右寄りになりそのまま行を終えている。書として安定性を欠いていて、もしかしてこれも年齢のせいなのかもしれない。

字軸のずれがどうして起きるのか、理由は分からぬ。通常

ならば、一つ前の文字の最終画の撥ね、止め、払いから次の文字に移る際、つづく文字の篇や冠などが意識されて（無意識のうちなのかもしれないが）、始点は左寄りに位置してはじまるであろう。しかし、彼の場合は文字の流れを追つてみると、どうもそうではないと分かる。筆がやや中央寄りに早く下りる傾向があり（前の文字から次の文字にいたる返しが短いのでは）、その結果、字軸が次第に右寄りにずれていくようと思われる。もちろんこの傾向が、各史料の全体にわたりみられるわけではない。しかし、かなりの頻度で認められることは確かであつて、これが彼の残した文書からよみとれる最大の書き癖であるといえる。それもおそらくは終生変わらぬ性質のものでなかつたかと想像する。

いさきかくどく細かい説明になつたが、以上の分析から四史料に共通しての、彼に特徴的な筆致なり個性が確認できたと思われる。ここにおいて、これらの史料の筆跡はすべて同一人物、すなわち朝英（＝了阿）であると結論づけたい。

### 三、朝英、そしてイコール了阿の素性

ここでは朝英、そしてこれと同じ人物と分かつた了阿について検討したい。すでにみたように、朝英単独では史料に制約されてその素性を探ることは、今後もおそらく困難ではなかつたろうか。しかし、先学の研究に導かれながら、四つの史料を分析した結果、朝英＝了阿であると分かつたことで、具体性のあらう人物像が少し描けるようになつたと考える。

ここからの検討は、もちろん四史料が対象ではある。しかし、

筆者としては特に了阿の署名があるcを中心にはじめて進めてみたい。なぜなら、これに彼のもつ固有の資質や置かれていた地位なり経歴がよく表れていると思うからである。

周知のとおり、cはcでこれまでに考察されてきた経緯がある。了阿についてのかつて指摘の主なものを挙げると、大山寺西明院側の人かもしけないとされたり<sup>(19)</sup>、伯耆山名氏の誰かであつたろうと推察されたりした<sup>(20)</sup>。また、後の土佐派の系譜に連なる特定の絵師に比定するような推論もなされたことがある<sup>(21)</sup>。しかし、これも朝英と同様で、cの史料だけで素性を明らかにすることは、およそ難しい状況にあつたと推察する。そうした中にあつて、筆者なりに注目する指摘があつたので紹介したい。それは一九八三年刊行の『戦災等による消失文化財 増補版 美術工芸篇』における作品解説である<sup>(22)</sup>。ここでは、了阿については伝を詳らかにしないとしつつも、本絵巻が当時の絵巻に多くみられた下手とよばれる画風によつているとして、このような余技的な画技を得意とした僧であつたと推察している。

また、この絵巻は絵画に色紙型の枠を描いて詞書を入れる点に特徴があると指摘されている。つまりこの絵巻制作においては、詞書が画像と一体化していく（なかには枠を設けても詞書が記入されないところがある）、両者が同じ人物の手になることをうかがわせよう。すでに記したように、写真に残る詞書を観察してみても、それは奥書に記された了阿の筆跡と同じものと判断される。単純に僧であつたとすることはさておき、絵巻が余技で描けるほどの技量をもつ筆者とは、一体どんな人物で

あつたろうか。

了阿については、藤原氏の論考が今日もつとも説得力があり、妥当かつ魅力的である<sup>(23)</sup>。同氏の分析は、既述した両文書にみえる花押の検討からはじまる。そして鎌倉期から室町期にかけて尾張国中島郡周辺に所領をもつ長谷部氏のなかにcの発願者がいた可能性があることを指摘する。そのうえで、長谷部信連の系譜に連なるとされる、全国に広く散在する長谷部・長氏を概観し、その中でもとりわけ但馬・伯耆における長氏の痕跡を辿ることで、cの奥書にみえる了阿は長谷部氏であり、伯耆国に縁ある室町将軍家の奉公衆クラスの武士であると推測した。了阿を奉公衆クラスの武士とみる藤原氏の所見は、朝英についての見解ながら、結果的に上横手氏も予見するところであつた。そして、本稿により四史料の筆者が同じであると分かつたことで、朝英＝了阿に關係した史料の幅が広がり、かつまた、a・b・cの作品が実際に遺すことにおいて、彼が流麗な書をよくし、また絵巻制作にも手腕を揮つた人物と知られるに至つたことの意義は小さくないであろう。

奉公衆は、室町幕府において将軍に近侍した御目見以上の直勤御家人である。将軍権力を支える直接基盤であり、義政－義材（義植）の時期の御番帳によると、その人数は三百人を越えたとされる。彼らの多くは在京して将軍に近侍するとともに、東山文化の有力な担い手でもあつたという。また、彼らは本領のほかにも所領を持つ機会に恵まれ、その所領の所在によつて整理すると、三河・尾張・美濃・近江にもつとも集中し、次に畿内・近国に所領をもつ者が多いといった指摘がなされてい

る(24)。

奉公衆は、このように中部地方の三・尾・美の三国に多いのが注目されるが、藤原氏の論考では、了阿と同じ長谷部信連の系譜に連なる、但馬・伯耆の長氏が奉公衆であつたともされていて興味をひく。豊前守の官途受領をはじめ、彼が尾張国に所領を持っていたことや、彼が有する先のような技量などを考え合せれば、奉公衆の任に当たつていたとみることを十分可能にするであろう。逆にその地位や周辺にいたことで a、b、c のような作品が制作でき、結果としてそれが広く伝来することになつたといえるかと思う。

「和漢朗詠集」や「庭訓往来」は武家の教養として、まずは武士層に受容されるべきものであつたろう。a・bを見るにつけ、こなれた筆致で表現されているのも、それを手掛けるほどの素養と腕が備わつていた証しであり、かつそれが書写できる立場や地位にあつたからと想像する。つまり a・b 両書の存在自体、彼が奉公衆クラスの武士であつたことを暗示しているようと思われる。少なくとも b が筆写された時点で、彼が豊前守の受領官途を有していたことは重視されしかるべきと考えるし、c が描かれた段階ではその任から解かれていたことも分かり、彼の経歴の一端が垣間みえるようで面白い。

ところで、朝英 II 了阿については、彼が位置する歴史的性格や取り巻く周辺環境に加えて、もう少し個人的な資質についても注目したいことがある。それは彼の作品形成を支えていたであろう仏教への信仰心であり、それあつての c の制作ではなかつたかと推察するからである。

藤原氏も指摘するように、彼は c と d によつて応永期に短くとも二〇年の間、入道として生きた人物であつた。それも阿弥号である了阿を名乗つていたことが注意される。阿弥号、單に阿号ともいわれる阿弥陀仏号は、平安時代中期ごろからそう称する僧があらわれ、同末期から鎌倉時代初期には盛んに使用されていたとされる。そして、同末期以後は出家入道した公武をはじめ、庶民にも広まつていき、特に浄土宗や時宗教団の僧俗に多くの例があり、南北朝以後には歌人・連歌師・猿樂役者・絵師・茶人、さらには同朋衆や伽衆などもつけるに至つたと指摘される(25)。彼がこの阿号を用いているとなると、特に浄土宗への強い関心なり篤い帰依があつてのことと推察する。もしかすると、b の制作辺りからすでに持ち合わせていたのかもしれない。

大山寺は、山陰地方における天台宗の古刹、山号を角磐山という。地蔵菩薩を本尊とし、地蔵信仰が主体ではあるが、浄土信仰とも無関係でないことが知られる。地蔵菩薩は祈願を起こせばいかなるところへも現れて、すべての人々に救いの手をさしのべ、あらゆる苦難から救済してくれる信じられた。中世に入ると浄土信仰の影響もあり、地蔵は人間が生前の業によつて死後に輪廻する、いわゆる六道で苦しむ死者を救つてくれる菩薩として、庶民の間でも篤く信仰されるようになつた。地蔵信仰は浄土宗、真言宗、天台宗を問わず、その体系の中に組み込まれていたように考えられている(26)。

また、a・b を今日伝える神門寺は浄土宗寺院で、山号を天応山という。天応元年(七八一)の草創とされ、当初は諸宗兼

学であつて、三七世良空（一説では三八世良高）のとき浄土宗に改宗されたと伝えられる。空海がいろは歌を作つたところといい、別称いろは寺とも称された<sup>(27)</sup>。aは佐世元嘉の書状により尼子氏が所持していたとされるもので、そののちに神門寺に寄進されたとみられているし、bについても同様な経緯を辿つたと推測されたりしている<sup>(28)</sup>。

しかし、aもbも制作当初における伝来の経緯は、いまもつてはつきりしないというのが実情ではなかろうか。aはさておくとして、もしかしてbは当初からあるいは早い段階で神門寺に伝来していたのかもしだれず、そう考える余地もあろうかと思われる。社寺へのこうしたものの施入にあたり、当時の政治権力がどのように関係していたか、重要な問題ではあるが、当寺への伝来の背景にあるいは彼の浄土宗へ関心が関係していたことも可能性の一つとして検討してよいかと考える。

cが制作された動機・目的について、藤原氏は絵巻奥書に記された和歌と地蔵菩薩立像の絵像に注目する<sup>(29)</sup>。和歌は「ちかひふかき　えにかきとむる　もしほ草　おひさきなかき　代にやのこらむ」とある。同氏はこの絵像と和歌があることで、地蔵菩薩へ帰依の誓いを立ててこの絵巻を制作し、信仰にこれから的人生を捧げるという解釈を与えていた。つまり、地蔵菩薩への深き信仰あつての縁起絵巻の制作であつたと考えられる。

dの地蔵菩薩像をみると、端正な容貌をはじめ、持物や衣文などを丁寧にして細緻に描いている。余技的とはいえ彼の描写力は確かなものがあり、それも強い信仰心に裏付けられての表現と思われる。彼の地蔵信仰、浄土信仰への特別な思いがここ

に凝縮されているといつてもよいであろう。了阿が当地を訪れたのは、一つには伯耆に縁故（長谷部氏つながり）あつてのことと思われるが、地蔵信仰、浄土信仰の地である大山寺をたずねることが大きな目標になっていたのではなかろうか。当地に足を運び、大山の靈峰を仰ぎ見ることで、絵巻制作をより刈り立たせたように思われる。

以上、彼の素性と資質について、先学に学びながら、また粗々ながら、筆者の思い描くところを記してみた。

後回しになつたが、最後に朝英と関連付けられた佐々布氏についても少し触れておきたい。当地方ではなぜこれまで両者が結び付けられてきたかである。おそらくa・bを収めた箱書きに「佐々布筆」とあること、それにb下巻の後補表紙に「佐々布」の墨書きがあることが原因していたとみられる。

箱及び箱書きの年代はさておき、後補表紙の文字に注目するならば、同じくbの下巻巻末の奥書のあとに別筆で記された「悉分失仕候處ヲ光育再興ス」と墨の濃さや書風が同じようにもみえるがどうであろう。寺伝によると、光育は当寺六〇世とされて一五世紀後半ごろの住持とされている<sup>(30)</sup>。bの伝来には佐々布氏の関与もあつたことであろう。佐々布氏は神門寺と何らかの関係を持つていたようすに推測する。これも今後の検討課題の一つにしたい。

## おわりに

本稿では神門寺所蔵のa・bの筆者である朝英について素性を探るべく、先学の成果に学びながら考察をおこつた。繰り返

すと、いまの段階で彼に関係した史料は、前二史料を含めて四点あると指摘できる。その所在は尾張国、伯耆国、出雲国に及び、幕府権力に近い在京にあつたことを含めて考えれば、広く確認された意義は大きいように思われる。

またそれらの年代をみると、永徳三年（一三八三）から応永二六年（一四一九）まで、この間に三六年ほどの歳月が流れている。残念ながら彼の生没年が分からないので、年齢をいうことにあまり意味がないかもしれないが、仮にaが一八才前後に書写されたとするとき、dは五〇代前半から半ば辺りで認められたことになる。四つの史料からは、変わらぬ部分も含めてその推移が辿れたり、彼の書の特徴がうかがえたようと思われる。また、同時にその署名からは、受領名をもつ前と後、入道となつて了阿を名乗る前と後、さらに出自の長谷部姓を記す前と後といつた具合に、彼の人生における幾つかの転機をも垣間みたようと思う。

確認のため、結論をもう一度いえば、これまでの検討から、まず四史料は同じ筆跡者、すなわち朝英<sup>1)</sup>了阿であるとして問題ないこと、次にこのことを踏まえて彼の素性をみると、彼の俗姓は長谷部であつて、彼の出自は尾張国であつたこと、そして彼は少なくとも至徳年間の頃には、豊前守に任官されていた人物であり、その書や絵画の技量などからも推して、室町幕府の奉公衆クラスの武士であつたと推定されること、それに彼は長谷部氏の流れを汲んでいて伯耆国にも縁故があつたことから、当国や大山寺をたずね歩いたと思われること、またさらには、こうした彼の出自、地位、教養、あるいは行動を通して、a・

b・cの文化史的な価値のある史料が書写・制作されたとみられること、それにこの作品形成には彼の技量もさることながら、浄土信仰や地蔵信仰といった仏教的信仰心が強く作用していたと推測されること、など記してきた。飛躍に過ぎる部分もあるうが、こうした想定を重ねることで、彼の素性が今後より明らかになるのではないかと考える。

#### 付記

本稿を草するに当たり、史料写真の掲載に当たつて神門寺様、妙興寺様、東京大学史料編纂所様、島根県教育庁文化財課様から格別のご理解・ご協力を賜つた。末筆ながらここに心からお礼申し上げます。なおここで執筆の動機についても触れておくと、朝英への関心ときつかけは昭和五七年（一九八二）にまで遡る。というのも、この年に上横手氏が島根県指定候補物件の文化財調査のため、神門寺を訪問された際同行させていただいたからである。門外漢ながら、朝英がどういう人物なのか、そのとき以来の問題関心となつた。同氏はその歴史的評価についてすぐに毎日新聞（一九八二・一二・六）に成果の一部を寄稿され、のちに論文も発表されたが、地元における朝英理解との乖離が長らく気になつていた。その後、藤原氏の優れた論考を拝見して触発されたのを機に、この執筆（朝英<sup>1)</sup>了阿）を立つた次第である。最初にご教示いただいた、そして神門寺本と大山寺縁起絵巻との関連性にヒントを与えていただいた上横手・藤原両先生にもここに感謝申し上げます。

（写真提供者は、神門寺本が島根県教育委員会、「大山寺縁起

絵巻」と妙興寺文書が東京大学史料編纂所である。)

【註】

- (1) 例えば、bは先年重要文化財に指定されたが、その説明書は朝英について、出自来歴は未詳であるが、受領官途を有した官人とみられるとの解説にとどまっている。島根県報道発表資料「0101「庭訓往来」の重要文化財指定への答申及び「財間酒造」の登録有形文化財登録への答申について」及び「添付説明用ファイル（指定説明）」二〇一二・四・二三。
- (2) 卷之十。『大日本地誌大系（四二）雲陽誌 全一巻』雄山閣版一九七一。なおこれに「理卿力」とあるのは、藤原佐理かとの捉え方もなされていたようである。
- (3) 石塚尊俊「（解説）書跡」『出雲市の文化財—出雲市文化財調査報告第一集』一九五六年。
- (4) 曽根研三「（解説）古文書」『出雲市の文化財—出雲市文化財調査報告第二集』一九六〇。
- (5) 村田正志「出雲古文書の採訪調査」『村田正志著作集 第六卷 古文書研究』一九八五。もとは一九五八年七月の執筆にかかり『千家尊宣先生還暦記念神道論文集』に掲載。
- (6) 藤岡大拙「尼子氏と文化」『尼子氏の総合研究—その一』（平成2・3年度科学研究費補助金（総合研究A）研究成果報告書（研究代表者：藤岡大拙））一九九二。
- (7) 井上寛司「（解説）六六 和漢朗詠集 神門寺所蔵」『宍

道町史 史料編』一九九九。

- (8) 井上寛司「479 和漢朗詠集（神門寺所蔵）」『松江市史 史料編3 古代・中世I』二〇一三。

- (9) 井上寛司「2192 佐世元嘉書状（神門寺文書）」『松江市史 史料編4 中世II』二〇一四。

- (10) 上横手雅敬「庭訓往来の古写本について」『日本歴史』第500号一九九〇。もつとも早い指摘は、付記でも記すように一九八二・一二・六付けの毎日新聞である。

- (11) 藤原重雄「伯耆『大山寺縁起絵巻』の発願者—長谷部信連の「末裔」—」『東京大学史料編纂所研究紀要』第14号二〇〇四。

- (12) 川口久雄「和漢朗詠集」『国史大辞典』第一四巻、吉川弘文館一九九三など。

- (13) 前掲(1)の指定説明資料に同じ。

- (14) 石川松太郎「庭訓往来」『国史大辞典』第九巻、吉川弘文館一九八八など。

- (15) 大正七年（一九一八）旧国宝指定。「紙本著色大山寺縁起」『戦災等による焼失文化財（増訂版）美術工芸篇』文化庁編一九八三。なお当絵巻は東京国立博物館に天保二年（一八三二）の模本が所蔵されているが、ここでの考察対象は原本写真である。

- (16) 重要文化財「妙興寺文書」のうちの一点。一宮市博物館管理。写真は東京大学史料編纂所の撮影で、藤原重雄氏の前掲(11)で紹介された。今回掲載に当たり同寺及び同所から承諾をいただいた。

- (17) 本稿の分析は書道の流派を問題にしてはいない。なお a・b に関する文献として、川口久雄・志田延義校注『和漢朗詠集・梁塵秘抄』日本古典文学大系73、岩波書店一九六五。山田俊雄他校注『庭訓往来・句双紙』新日本古典文学大系52、岩波書店一九九六を参照した。
- (18) なお a は楷書・行書・草書の交ぜ書きにするものである。『和漢朗詠集』がそもそもそうした特徴をもつことに他ならないからであるが、それにして d の文字には a にみられるような伸びやかさは感じられない。やはりこの間の年齢的な開きがこのような違いとなつて表れているように思われる。
- (19) 近藤喜博「伯耆大山寺縁起について」『悠久』四一三号一九五二。了阿について他に所見はないものの、西明院の朱印や利寿大権現の墨書、文殊種子の朱印のあることから推して、西明院側の人かもしれぬと指摘する。
- (20) 畠中 弘『弓浜物語』今井書店一九八九。花押を山名氏が用いたものに酷似すると指摘。そのうえで、「同縁起絵巻」は了阿個人の作品ではないとしつつも、絵巻を作らせて奉納した人が伯耆の豪族山名氏の誰かであつたであろうと推察する。
- (21) 川上廸彦「了阿やあいー『大山寺縁起絵巻』の人を追つかけてー」『伯耆文化研究』第七号二〇〇五。主として絵画から検討、結論的には後の土佐派の系譜になる、「春日権現記絵巻」や「石山寺縁起絵巻」の制作に関わっているとされる高階隆盛がもつとも可能性が高いのではと指
- (22) 前掲 (15) の文献に同じ。
- (23) 前掲 (11) の文献に同じ。藤原氏は史料集編纂において傍注に示される人名考証に過ぎないが、できるだけ丁寧にその周辺を探つた所以であると述べている。卓見といわなければならぬ。
- (24) 福田豊彦「奉公衆」『国史大辞典』第12巻、吉川弘文館一九九一。
- (25) 菊地勇次郎「阿弥号」『国史大辞典』第1巻、吉川弘文館一九七九。
- (26) 『新纂浄土宗大辞典』を参照した。因みに浄土宗では阿弥陀三尊の脇侍の勢至菩薩に替えて地蔵と觀音を並置することも行われるようである。地獄思想が広がると、地獄からの救済として地蔵菩薩の果たす役割も大きくなつていつたとされる。平安末期の末法思想が流布した頃、弥勒信仰とともに地蔵信仰も広がりを見せたことにより、真言宗・天台宗・淨土宗では地蔵信仰をその体系の中に取り込んでいても不思議ではないと考えられている。
- (27) 前掲 (1) の指定説明資料および『新纂浄土宗大辞典』を参照した。
- (28) 例え前掲 (1) の指定説明資料は a はもちろんのこと、b も尼子氏に伝來し、その後に神門寺に寄進されたとも推測できるとある。
- (29) 前掲 (11) に同じ。
- (30) 前掲 (1) の指定説明資料による。

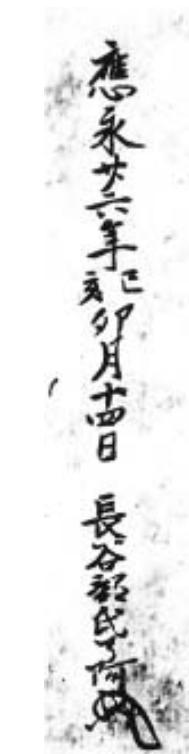
(31)

佐々布氏については、井上寛司「佐々布郷」『日本歴史地名大系33巻 島根県の地名』二〇〇一が参考になる。これによると、同氏は文永八年（一二七一）十一月日付けの「杵築大社三月会相撲舞頭役結番帳写」にみえるのを初見とする。もともとは出雲国衙の在庁官人などに出自する有力者であつたとも考えられ、古代宍道郷のうち佐々布川周辺地域を開発し、出雲国衙から領有権を認められ、鎌倉時代に地頭に任じられたと推定されている。その後同氏は、南北朝期においても引き続き勢力を保持したようで、足利尊氏方の武将として越後・大和・河内・美濃などの諸国を転戦し、また貞和二年（一三四六）ごろには備後国の守護代としても活躍していたことが知られる。のち足利直冬方に組したところから所領が幕府によつて没収されたが、本拠地の佐々布郷は引き続き支配を維持したと推測される。さらに下つては、天文九年（一五四〇）八月一九日の「竹生島造営奉加帳」（竹生島文書）に尼子氏配下の出雲州衆の一人としてみえる。同氏はこのように尼子氏と接点があつたわけであり、本来尼子氏が所持していたともされるbは、そうした関係から同氏が伝来に関与していたと考えられないもない。ともあれa・bを収めた箱書にみる「佐々布筆」の所伝は、こうした経緯をも背景にしての記入ではなかつただろうか。

朝英筆「庭訓往来」  
(部分)朝英筆「和漢朗詠集」  
(下巻、部分)朝英筆「和漢朗詠集」  
(上巻、部分)



「大山寺縁起絵巻」(詞書、部分)



「了阿寄進状」(部分)



「大山寺縁起絵巻」(部分)



朝英筆「庭訓往来」(部分)



朝英筆「和漢朗詠集」(部分)



「大山寺縁起絵巻」(部分)



神門寺本・朝英筆「庭訓往来」上巻（巻頭、正月五日状（往信）の部分）

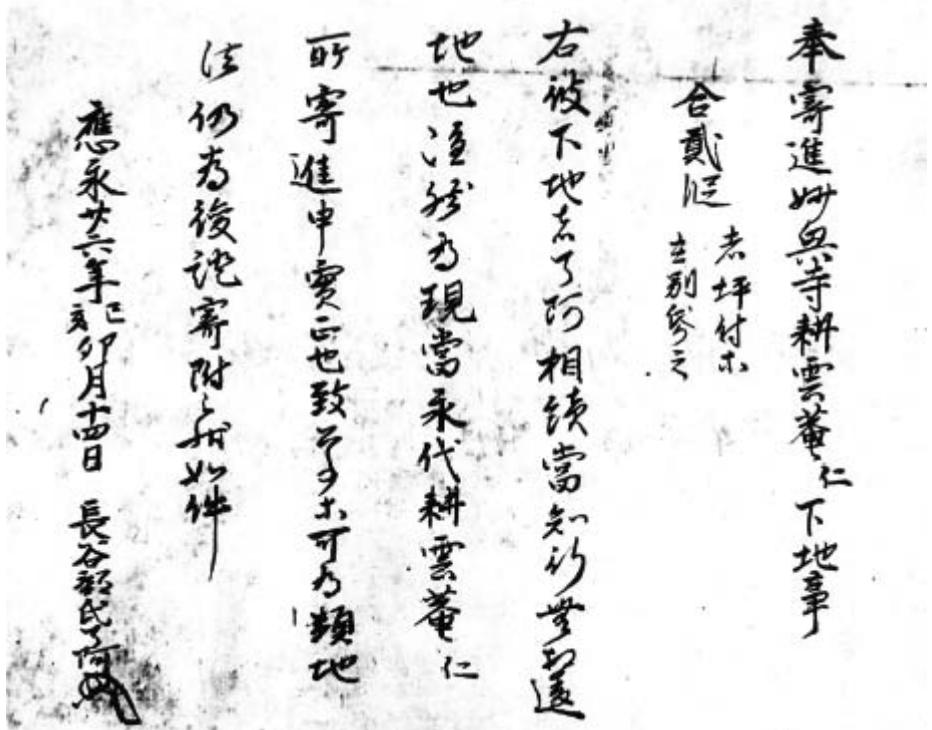


神門寺本・朝英筆「和漢朗詠集」上巻・十五夜（部分）

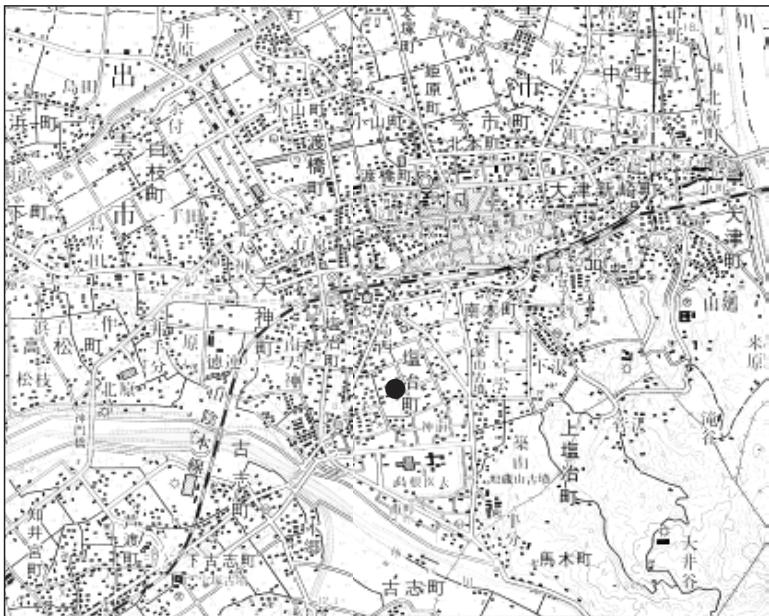
\* ▲・▼は比較的字(行)軸のブレがよくわかる行を示すため、筆者が便宜的に加えたもの。



「大山寺縁起絵巻」・了阿奥書（旧大山寺文書、写真提供：東京大学史料編纂所）



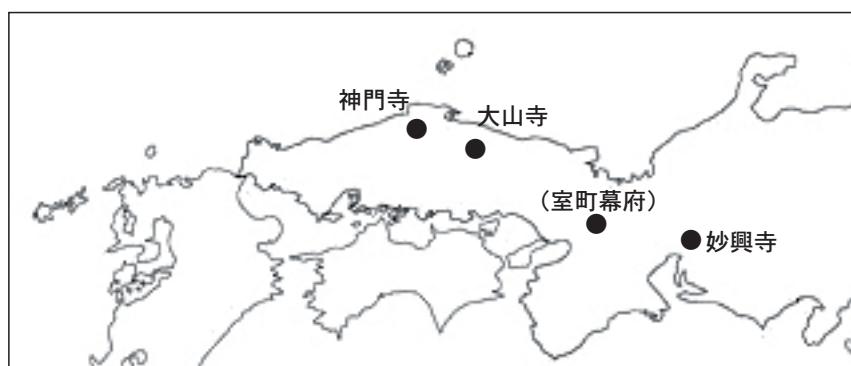
「長谷部了阿寄進狀」（妙興寺文書、写真提供：東京大学史料編纂所）



神門寺の位置図（●印、国土地理院発行5万分の1地形図〈大社・今市〉）



神門寺を南側から望む（中央。背景の山並みは北山山系、左端は出雲ドーム。）



### 神門寺と朝英関連寺院及び地名の位置図

# 博物館とは何か

## —「学芸員はガン」発言から考へること—

仲野義文

世の中には「〇〇博物館」や「〇〇ミュージアム」など博物館を冠とする施設は実に多い。良い意味に解釈すれば、それだけ博物館は身近な存在として広く認知されている表れではなかろうか。

ところで、平成二十九年四月十六日、滋賀県大津市で開かれた地方創生に関するセミナーの中で、当時地方創生相であつた山本幸三氏が、観光振興をめぐる発言で「一番のがんは文化芸員と言われる人たちだ。観光マインドが全くない。一掃しなければ駄目だ」と述べ、博物館関係者のみなならず多くの人々から不評を買つたことは記憶に新しい。

この発言はいくつか事実誤認があつたことから後日撤回となり、結果的には山本氏自身の博物館に対する認識を問われることとなつた。

もちろん、この発言自体は山本氏の個人的な資質に問題があることはいうまでもないが、その一方で彼の博物館や学芸員に対する認識は一般のそれもあるかもしれない。実際、博物館とはどのような目的で設置されたものか。その機能や役割は何か、さらに博物館に勤める学芸員の職務や使命とは何か、とい

う点についても正しく理解している人はどれだけいるであろうか。

か。

本稿では、このような問題意識に立つて、博物館や学芸員とは何か、という基本的な問いを、博物館を規定する法律である博物館法を通じて考えてみたいと思う。

なお、本稿は平成十九年九月九日に開催された島根史学会において「島根の学芸員事情」と題して報告した内容をまとめたものである。

### 一 博物館法の博物館とは

博物館を規定する法律として博物館法がある。この法律は教育基本法と社会教育法の精神に基づいて制定されたもので、博物館もまた図書館や公民館と同様本来は社会教育施設である。

この法律は昭和二十六年に公布、翌年に施行され、現在までに十九回の法改正が行われている。同法では博物館の定義を第二条で示しており、それではおよそ次のような施設であること

が定められている。

## (定義)

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう<sup>(1)</sup>。

この条文を読む限り、山本氏が求める「観光マインド」などはそもそも博物館の目的として諱されていないのである。さて、この法律において博物館とは、①歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、展示、教育普及、調査研究を行う機関、②地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人や独立行政法人などが設置した施設、③同法

## 第一〇条の規程による登録博物館、と定義されている。

一般に①の活動を行う施設を博物館と呼ぶことがおおいが、実際には②と③の条件を満たしていないなれば法律上では博物館とは呼べないのである。事実、筆者が勤務する石見銀山資料館の場合も①の事業を行うものの、②と③の条件を満たしていないため法律上においては博物館ではないのである。なお、このような施設を博物館類似施設という。

文部科学省社会教育調査によると、平成二十七年一〇月現在、国内の博物館数は五六九〇館で、その内訳は登録博物館八九五、相当施設三六一、類似施設四四三四となつており、巷で博物館と称される施設の大多数は博物館法外の類似施設である。その一方で、法律上の博物館である登録博物館は全体のわずか一五%に過ぎないのが実態といえる<sup>(2)</sup>。

このほか、博物館法の適用となる施設としては登録博物館の外に博物館相当施設（博物館に相当する施設）というものがある。そこで次にこの二つの施設の違いについて、博物館法の条文から見てみたい。

## 第一〇条 登録

博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする

## 第二九条 博物館に相当する施設

博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政

法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二七条第二項の規定を準用する。

登録博物館については第一〇条に規程がある。それによると、登録博物館とは、都道府県教育委員会が備える博物館原簿に記載されたものをいう。登録の審査要件については同法第一二条に規程があり、それによると、①第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること、②第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること、③第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること、④一年を通じて百五十日以上開館することとの四項目となつており、この要件を満たせば登録されることとなる。

次に、相当施設は第二九条の規程にある。これによると、博物館の事業に類する事業を行う施設で、国及び独立行政法人などの場合には文部科学大臣、その他にあつては都道府県教育委員会が指定したものとされている。両者とも所轄庁の審査を受ける必要がある点では同様である。相当施設の指定要件は博物館施行規則第一九条によると、①博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること、②博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること、③学芸員に相当する職員がいること、④一般公衆

の利用のために当該施設及び設備を開館すること、⑤一年を通じて百日以上開館すること、となつており、この要件を満たしていれば指定となるのである。

このように登録博物館と相当施設との指定（登録）要件を比較すると、その違いに大きな差がないことがわかる。相当施設では学芸員ではなく相当する職員であり、また公開日数は一五〇日から一〇〇日に減じられている程度で、その違いは全くないといつてよい。ではどこが違うのか。

ここで注意すべきは設置者である。登録博物館の場合基本的には設置者が地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人などに限られており、それ以外が設置する施設は登録博物館にはなれない。実際、国立博物館や大学付属博物館などは国や独立行政法人であるため、登録博物館にはなつていらない。つまり、国が定めた法律でありながら国立博物館は除外されているのである。ここに博物館法が策法と呼ばれる所以がある。

一方、相当施設は、当初文部大臣が指定することになつて以来たが、昭和四十六年六月五日付の文部省社会教育局長通知（文部省社会教育局長通知 第二二号）において「公立の施設にあつては「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第三十二条の規程にもとづき、教育委員会が所管しなければならない」としており、権限の委任によつて教育委員会所管の施設に限定された。その後、平成十年四月十七日付の各都道府県教育委員会教育長宛て文部省生涯学習局長通知（文部省令第一九四号）によつて、地方公共団体の長等が所管する施設についても許可されることとなつた。こ

一九八〇年代以降、各地で地域活性化や観光振興を目的として教育委員会以外の部局で博物館が建設されることを受けて

の対応といえる。

このように博物館と呼ばれる施設には登録博物館、相当施設、

類似施設の三つに分けられるが、博物館法の規程を除けば殆ど

その三者に違いがないことがわかる。このことは法律 자체が実

態と大きく乖離している状況を示していることにはかならず、

このような法律の曖昧さが博物館という施設に対する誤解を招く背景にあると考えられるのである。

## 二 学芸員とは

山本氏発言の問題は博物館や学芸員について無知という点にある。例えば、同氏は「一番のがんは文化学芸員と言われる人たちだ。」としているが、そもそも「文化学芸員」という資格は存在しない。所属が博物館や美術館、動物園、水族館のいずれでも、また担当が歴史・考古、美術であろうと学芸員を区別して呼称することはないのである。もちろん、専門が歴史学でも学芸員資格を有していれば美術館や水族館、植物園の学芸員として勤務することはできる。ただし、優秀な学芸員になれるか否かは、個人の能力や努力次第であるが、資格上においては専門外であっても学芸員になることは可能である。

では博物館法では学芸員についてどのように規定しているのだろうか。学芸員については、博物館法第四条三・四項において、次のようにある。

### 第四条 館長、学芸員その他の職員

三 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

四 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項

をつかさどる。

五 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他

の職員を置くことができる。

六 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

博物館法では、専門職としての学芸員を配置すること、また職務として博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究などの専門的な業務を司ること、などが明記されている。この他、学芸員を補助するものとして学芸員補がある。

学芸員の資格は国家資格であり、その取得要件として同法第五条において次の三つの場合が示されている。

①学士の学位を有し、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの

②大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六二単位以上を修得した者で三年以上学芸員補の職についたもの

③文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者（学芸員資格認定試験の合格者）

学芸員の資格取得者は年間一万人程度と言われているが、その多くが①の場合での取得である。現在学芸員養成課程のある大学は二〇〇以上に及んでいる。ただし、実際に学芸員として採用される者は四〇〇人程度であり、相変わらず狭き門である状況は続いている。

学芸員の採用者数が少ない背景には、博物館の新設数の減少があるほか、博物館における財政上問題などが指摘される。その一方で、このような状況を容認させてしまう制度上の問題があることにも留意しなければならない。

博物館における学芸員数については、昭和四十八年十一月三十日付文部省告示第一六四号の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」において次のように示されている。

**第十二条** 都道府県及び指定都市の設置する博物館には、十七名以上の学芸員又は学芸員補を置くものとし、市（指定都市を除く。）町村の設置する博物館には六名以上の学芸員又は学芸員補を置くものとする。

この基準では都道府県立では一七名、市町村立では六名の学芸員又は学芸員補を配置するものとされている。勿論、これは「運営上望ましい基準」を示したものであり、あくまでも努力義務に過ぎないが、具体的な人員数を明記した点では評価に値する。

ところが、地方分権推進における必置規制の見直しのなかで、先に見た昭和四十八年基準の廃止が示されることになった。平

成十年五月二十九日に閣議決定された「地方分権推進計画」では「告示における学芸員、学芸員補の定数規定（公立博物館の設置及び運営に関する基準を廃止し、実情を踏まえて配置人数を決定できるようにする」ことが盛り込まれた。これを受けて平成十年九月十七日、生涯学習審議会答申で「学芸員及び学芸員補は博物館にとつて欠くことのできない専門的職員であるものの、その配置基準については、博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定めることは適切でないことから、少なくとも現行の同基準第十二条第一項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適当である」として昭和四十八年基準の廃止が決定されたのである。このことは学芸員の設置上大きな後退になつたことはいうまでもない。

その後、平成十五年六月六日付の文部科学省告示第一一三号として「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が次の通り示された。

**第9条** 博物館に、館長を置くとともに、事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務又は技術に従事する職員を置くものとする。

さらに、平二十三年十二月二〇日付の文部科学省告示第一六五号として「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」が示されている。

**第十三条** 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に遂行するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

昭和四十八年基準、平成十五年基準においては公立博物館のみを対象としていたが、この度の改正では私立博物館が含まれるようになる。

この基準でも必要な数の学芸員を配置することが示されている。ただし、第三項では学芸員が「職員」と云いかえられており、これによりこれまで学芸員の職務とされた博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務などが他の職員に代替えされる余地を残してしまったのである。この基準は学芸員の職務を曖昧なものとした点においては極めて問題のある内容であるといえるのである。

学芸員制度の改革については、生涯学習審議会社会教育分科審議会において学芸員の養成、研修等の改善が提起され、平成八年四月二十四日、生涯学習審議会社会教育分科審議会報告で次のような改善の基本方針が示されている(3)。

- ① 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化
- ② 研修内容の充実と研修体制の整備
- ③ 高度な専門性の評価
- ④ 幅広い人事交流の配慮と有資格者の積極的活用

とくに③については「学芸員の高度な専門性を評価する名称の付与制度」の提案として学芸員の専門的な業績・経験等が適切に評価されるシステムを作ることが必要であり、そのことが学芸員の資質向上に向けての意欲喚起となる、としている。

また、文部科学省「これから博物館の在り方に関する検討協力者会議」においても学芸員の上級資格の必要性が唱えられているが、現在までのところ特段進展は見られない。

これまで見たように、博物館にとって学芸員は重要な存在と認識される一方で、平成十五年基準などで示すように他の職員に代替えされる可能性を残すなど法律ではむしろ逆方向に進む事態であったといえるのである。

### 三 島根の博物館と学芸員

島根県の博物館と学芸員について検討を進めるが、あらかじめ全国的な実数について見ることにしよう。

第1表は全国の登録博物館・相当施設・類似施設について社会教育調査統計書を参考に作成したものである。全体（登録・相当）では専任学芸員の配置がないのが三〇%となつており、市町村立では五〇%と半数近くとなつてている。このうち登録博物館については無配置が二五%であり、登録博物館の場合学芸員が配置であるにもかかわらず、実態としてはその要件を満たしていない場合が四分の一もあるのである。

一方、相当施設では無配置四四%、類似施設では八七%と、登録博物館に比べ学芸員の無配置率が高くなつていて。このように見ると、学芸員を配置するか否かは、法律や制度というよりは設置者の考え方によつて決まる実態があることが指摘される。

次に島根県の事例を見るところにする。島根県内の博物館・美術館を網羅した組織として「しまねミュージアム協議会」がある。この協議会は平成十三年に設立され、その目的は県内的人文系博物館、自然系博物館及びこれらに類する施設の連携と協調、特色ある活動の推進、協同の力によつて質の高い事業の展開を図ることとしており、平成三十年度の加盟館数は七五館となつていている。

加盟館における学芸員の配置状況については第2表に示している。ただし無回答などもあるためこの数値はあくまで参考値である。これによると、県内一九市町村では九か所に学芸員が配置されているものの一〇か所で不在となつていて。とくに小規模自治体ではこの傾向は顕著であり、これは財政的な問題が原因であることはいうまでもない。このうち、出雲市（二九）、

松江市（一六）、益田市（七）、浜田市（四）の場合が多いが、これらの市には県立施設があるためである。  
さらに、島根県と他県の事例（第3表）を、社会教育調査統計書によつて比較してみたい。

島根県では登録・相当の両博物館が全体で二一館、学芸員は八二名となつておらず、とくに専任学芸員数では中四国九州のかでも決して少ない数字とはいえない。このうち登録博物館（一七館）では、広島県の場合指定管理者側で採用した学芸員が圧倒的に多いが、島根県の場合直営館での専任学芸員数が多い。島根県の指定管理者制度では、学芸部門は島根県直営での方式が採用されているためで、これを島根方式と呼んでいる。  
相当施設では、指定管理での学芸員数が他県と比較して多く、類似施設では専任学芸員も中国五県では比較的割合が高い。島根県の場合行政サイドでの学芸員の重要性が比較的認識されているのではないだろうか。

その一方で、公益法人が設立した登録博物館では経営上の問題で学芸員の無配置が多くなつていて。なかには登録博物館でありながら学芸員が無配置の事例もみられる。このことはまた博物館の規模や設置主体、経営状況によつて学芸員の身分や職務が異なるという問題とも共通する。大規模博物館では学芸員の役割や機能は細分化される一方で、小規模のそれでは依然「雑芸員」の状態は改善されていないことが見て取れるのである。

## おわりに

山本氏の「学芸員はガン」発言を出発に、博物館や学芸員について博物館法の条文からその問題点を考察した。結論から言えば、この法律が博物館を取り巻く社会の実態と乖離しているため、ほとんど機能していない点が明らかになつた。このことが博物館本来の目的や役割、また学芸員の存在や地位を曖昧なものとさせている要因となつてゐるのである。

最後に、博物館は「地域文化を守る最後の砦」であり、その意味で学芸員の存在と役割は大きい。また、学芸員は地域に数少ない専門的知識や技術を持つ貴重な人材であり、彼等の能力が十分に発揮できる環境が整備されることを期待したい。

## 【注】

- (1) 『博物館に関する基礎資料』文部科学省国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 二〇一二年。本稿で引用する法令は断りのない限りすべて本資料によるものとする。
- (2) 『日本の博物館総合調査報告書』公益財団法人日本博物館協会 二〇一七年。
- (3) 『新しい時代の博物館の在り方』文部科学省二〇〇七年  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07061901.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/07061901.pdf)。

第1表：専任学芸員数

### 1. 総計

区分	学芸員										その他
	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	
計	1,256	—	28	161	522	74	6	2	—	309	154
0人	386	—	8	40	193	22	2	—	—	74	47
1人	273	—	5	5	93	30	4	1	—	97	38
2人	175	—	3	5	74	14	—	—	—	59	20
3人	128	—	3	12	49	7	—	1	—	34	22
4人	85	—	—	11	42	1	—	—	—	21	10
5人	46	—	—	13	21	—	—	—	—	8	4
6～10人	110	—	2	47	41	—	—	—	—	14	6
11人以上	53	—	7	28	9	—	—	—	—	2	7

## 2. 登録博物館

区分	学芸員										
	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	その他
計	895	—	—	120	399	62	4	1	—	277	32
0人	225	—	—	13	121	18	2	—	—	58	13
1人	203	—	—	1	78	23	2	1	—	90	8
2人	136	—	—	5	59	13	—	—	—	56	3
3人	93	—	—	10	39	7	—	—	—	32	5
4人	72	—	—	11	39	1	—	—	—	20	1
5人	37	—	—	12	19	—	—	—	—	6	—
6~10人	91	—	—	42	35	—	—	—	—	13	1
11人以上	38	—	—	26	9	—	—	—	—	2	1

## 3. 博物館相当施設

区分	学芸員										
	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	その他
計	361	—	28	41	123	12	2	1	—	32	122
0人	161	—	8	27	72	4	—	—	—	16	34
1人	70	—	5	4	15	7	2	—	—	7	30
2人	39	—	3	—	15	1	—	—	—	3	17
3人	35	—	3	2	10	—	—	1	—	2	17
4人	13	—	—	—	3	—	—	—	—	1	9
5人	9	—	—	1	2	—	—	—	—	2	4
6~10人	19	—	2	5	6	—	—	—	—	1	5
11人以上	15	—	7	2	—	—	—	—	—	—	6

## 4. 博物館類似施設

区分	学芸員										
	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	地方独立行政法人	一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人	その他
計	4,434	125	43	240	2,352	800	136	—	—	145	593
0人	3,876	119	35	212	2,103	702	129	—	—	101	475
1人	321	2	3	11	129	77	6	—	—	29	64
2人	136	—	1	7	69	18	1	—	—	9	31
3人	41	—	2	1	25	3	—	—	—	2	8
4人	21	2	—	1	11	—	—	—	—	2	5
5人	10	—	1	1	5	—	—	—	—	—	3
6~10人	26	1	1	5	10	—	—	—	—	2	7
11人以上	3	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—

出典：「社会教育調査統計」文部科学省、2017年

第2表：しまねミュージアム協議会加盟館の状況

市町村名	施設数		学芸員数	
	公立	民間等	公立	民間等
安来市	3	2	2	4
松江市	13(5)	3	15(11)	1
出雲市	7(3)	5	24(15)	5
雲南市	3	0	0	0
大田市	4(1)	1	0	1
江津市	1	2	1	0
浜田市	6(1)	2	4	1
益田市	3(1)	2	7(6)	0
奥出雲町	3	3	0	1
飯南町	1	0	0	0
邑南町	2	0	1	0
美郷町	0	0	0	0
川本町	0	0	0	0
津和野町	3	1	0	0
吉賀町	0	0	0	0
海士町	1	1	0	0
西ノ島町	0	0	0	0
知夫村	0	0	0	0
隠岐の島町	2	2	0	0
合計	52(11)	24	54(32)	13

出典：2015年度版「しまねミュージアム協議会加盟館職員名簿」しまねミュージアム協議会、2015年

第3表：博物館職員数

## 1. 計（登録・相当施設）

No.57 報紙企画部

博物館 数	専任						兼任						非常勤						指定管理者					
	職員 数計	館長	学芸 員	学芸 員補	その他 の職員	職員 数計	館長	学芸 員	学芸 員補	その他 の職員	職員 数計	館長	学芸 員	学芸 員補	その他 の職員	職員 数計	館長	学芸 員	学芸 員補	その他 の職員				
全国(合計)	1,256	9,601	523	3,235	355	5,488	1,275	311	318	37	609	5,619	281	566	189	4,583	3,415	140	619	144	2,512			
鳥取	7	34	3	14	6	11	11	1	4	—	6	74	—	3	1	70	25	3	9	—	13			
島根	21	107	8	40	—	59	12	—	11	—	1	27	6	2	12	228	7	24	8	189				
岡山	32	157	16	58	14	69	16	7	4	—	5	141	7	11	5	118	42	3	2	—	37			
広島	30	122	4	45	4	69	18	4	11	—	3	98	10	6	3	79	199	12	53	—	134			
山口	22	172	7	46	13	106	15	5	3	—	7	75	7	11	1	56	117	3	16	29	69			
徳島	11	95	6	35	1	53	15	4	3	—	8	43	—	2	2	39	6	1	2	—	3			
香川	11	84	4	25	6	49	9	2	3	—	4	44	5	15	—	24	—	—	—	—	—			
愛媛	22	106	9	49	—	48	16	8	2	—	6	51	5	6	2	38	143	1	15	—	127			
高知	14	43	4	11	8	20	6	2	—	4	7	3	1	—	3	178	6	35	—	137				
福井	31	355	6	122	2	225	62	10	5	—	47	171	13	18	20	120	43	2	2	—	39			
佐賀	7	39	2	15	4	18	8	2	3	2	1	10	3	—	4	—	—	—	—	—				
長崎	14	27	3	7	1	16	13	4	2	—	7	10	2	—	6	184	6	25	4	149				
熊本	18	139	9	33	4	93	9	4	1	—	4	70	4	9	—	57	—	—	—	—				
大分	13	139	7	30	29	73	11	4	3	—	4	29	1	4	—	24	23	1	8	2	12			
宮崎	8	52	4	24	—	24	2	1	1	—	—	52	2	4	—	46	53	1	2	—	50			
鹿児島	16	70	8	22	1	39	62	5	4	—	53	97	2	4	8	83	12	1	4	—	7			
沖縄	13	101	7	42	5	47	7	3	—	—	4	279	2	18	6	253	109	—	5	2	102			

## 2. 登録博物館

鳥取	7	34	3	14	6	11	1	4	—	6	74	—	3	1	70	25	3	9	—	13	
島根	17	103	7	37	—	59	12	—	11	—	1	27	6	7	2	12	4	4	2	112	
岡山	28	135	14	57	4	60	14	6	3	—	5	132	7	8	3	114	21	2	1	—	18
広島	26	104	2	40	1	61	17	3	11	—	3	35	10	5	3	17	133	11	53	—	69
山口	15	51	5	24	1	21	11	3	3	—	5	43	5	9	1	28	20	2	5	—	13

## 3. 博物館相当施設

鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
島根	4	4	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	106	3	20	6	77	
岡山	4	22	2	1	10	9	2	1	1	—	—	9	—	3	2	4	21	1	1	—	19
広島	4	18	2	5	3	8	1	1	—	—	—	63	—	1	—	62	66	1	—	—	65
山口	7	121	2	22	12	85	4	2	—	—	2	32	2	2	—	28	97	1	11	29	56

## 4. 博物館類似施設

鳥取	39	34	5	7	—	22	43	20	4	—	19	38	—	1	—	37	92	11	11	—	70
島根	63	74	12	9	2	51	33	17	2	—	14	84	8	3	—	73	80	13	7	—	60
岡山	92	116	11	28	1	76	91	38	13	—	40	83	10	12	—	61	79	13	2	—	64
広島	105	82	10	17	1	54	64	42	4	—	18	125	11	5	—	109	286	27	27	2	230
山口	74	40	11	13	—	16	109	35	9	—	65	148	11	16	2	119	76	9	8	—	59

## 島根史学会 投稿規程

一、本会会員は、会誌『島根史学会会報』（年一冊発行）に、論文・研究ノート・史料紹介・書評等を投稿することができます。

一、原稿投稿は、隨時受け付けています。なお、投稿を希望される場合には、できるだけ事前に本会事務局へご一報ください。

一、会誌への掲載は、前年度末（三月末日）までに受理したもののなかから、幹事会の判断により行うことを原則とします。

一、投稿原稿は四〇〇字詰原稿用紙換算で、原則として五〇枚（仕上がり一五ページ）以内（図・表・註を含む）を目安とします。

一、ワープロ原稿での投稿に、ご協力を願いします。ワープロ原稿で投稿される場合は、できるだけ、縦書き、二八字×二五行、二段組で作成していただき、使用ソフトを明記のうえ、データをお送り下さい。

一、掲載の採否については、事務局において判断し、できるだけすみやかにお知らせします。

一、『島根史学会会報』は、最新号を除き、島根大学附属図書館ホームページの「しまね地域資料リポジトリ」にて公表されます。投稿される場合には、その許諾を条件とします。

一、掲載原稿の転載にあたっては、必ず本会の承諾を得て下さい。

一、本件について、ご不明な点があれば、事務局・編集担当までご連絡下さい。

【事務局・編集担当】  
〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇  
島根大学教育学部 長谷川博史  
電話 (〇八五二) 一三三一六二八三  
E-mail hasegawa@edu.shimane-u.ac.jp

## 【受贈図書】

『岡山地方史研究』 146・147・148 岡山地方史研究会

## 編集後記

本号には、二本の論考を掲載いたしました。  
鳥谷芳雄氏の論文は、出雲市の神門寺所蔵「和

漢朗詠集」「庭訓往来」の筆者朝英の人物比定を試みたものです。地域の重要な文化財の成り立ちに関わる論点として、さらなる議論の積み重ねが期待されます。

仲野義文氏の論文は、二〇一七年九月の本会大会における報告を、まとめていただいたものです。二〇一七年度の大会では、同年四月の地方創生大臣によるのはずれな学芸員批判を契機に、あらためて島根県を中心とする現状と課題を明らかにするため、平野芳英氏（荒神谷博物館副館長）と仲野氏（石見銀山資料館館長）のお二人にご報告いただきました。博物館と学芸員の法的な位置づけや実情と制度の乖離など、一般には見過されてきた現状と課題を具体的に知る機会となりました。ご報告いただいた平野氏と、御寄稿いただいた仲野氏に、感謝申し上げます。

島根史学会では、会員の皆様からのご投稿をお待ちしています。「島根史学会 投稿規程」をご覧いただき、ご不明な点などありましたら、事務局・編集担当までお問い合わせ下さい。(H・H)

「島根史学会会報」第五七号 二〇一九年九月三十日発行  
編集・発行 島根史学会（会長・井上寛司）  
(〒六九〇一八五〇四 松江市西川津町一〇六〇)

振替口座 松江 〇一四七〇一〇一八九八四 島根史学会  
印 刷 (有)松本印刷 電 話 (〇八五二) 三二一六一九一  
電 話 (〇八五二) 五四一一二〇八  
島根大学法文学部歴史と考古教室気付